

## 一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。  
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。  
また、( )内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするを目的としており、利用者の利益の保護・増進は目的としていません。

**道路運送法第1条** 回答 ( × )

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業です。

**道路運送法第3条** 回答 ( ○ )

3. 貸切バス事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。

**道路運送法第4条** 回答 ( ○ )

4. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者であっても、貸切バス事業に限り許可を受けることができます。

**道路運送法第7条第1項** 回答 ( × )

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

**道路運送法第8条** 回答 ( ○ )

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請の処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

**道路運送法第8条第2項** 回答 ( ○ )

7. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告します。

**道路運送法第9条の2** 回答 ( × )

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければなりません。

**道路運送法第11条** 回答 ( × )

9. 一般旅客自動車運送事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合に限られています。

**道路運送法第14条** 回答 ( × )

10. 一般貸切旅客自動車運送事業の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が50㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きが必要です。

**道路運送法第15条、道路運送法施行規則第4条及び第15条及び15条の2** 回答 ( ○ )

- 1 1. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

**道路運送法第 2 2 条** 回答 ( ○ )

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

**道路運送法第 2 3 条** 回答 ( ○ )

- 1 3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

**道路運送法第 2 3 条の 5** 回答 ( ○ )

- 1 4. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。

**道路運送法第 2 9 条** 回答 ( × )

- 1 5. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業のため利用させてはならないことが規定されているが、貸切バス事業者については当該規定は適用されない。

**道路運送法第 3 3 条** 回答 ( × )

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者はその事業を廃止したときは、その日から 3 0 日以内に届け出なければならない。

**道路運送法第 3 8 条** 回答 ( × )

- 1 7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

**道路運送法第 4 3 条の 1 5** 回答 ( ○ )

- 1 8. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。

**道路運送法施行規則第 6 6 条** 回答 ( ○ )

- 1 9. 休止している一般旅客自動車運送事業を再開する場合は、あらかじめ届け出なければならない。

**道路運送法施行規則第 6 6 条** 回答 ( × )

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 1 8 条** 回答 ( × )

- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条** 回答 ( ○ )

- 2 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2** 回答 ( ○ )

- 2 3. 旅客自動車運送事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条** 回答 ( ○ )

- 2 4. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条** 回答 ( ○ )

- 2 5. 旅客自動車運送事業者は、運行管理規程を国土交通大臣あて届け出なければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 2** 回答 ( × )

- 2 6. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、天災その他事業者の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負わないと定められています。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** 回答 ( ○ )

- 2 7. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** 回答 ( ○ )

- 2 8. 1 日についての拘束時間は、1 3 時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、1 6 時間とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 1 5 時間を超える回数は、1 週間について 2 回以内とすること。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 ( ○ )

- 2 9. 新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から 1 5 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

**道路運送車両法第 1 3 条** 回答 ( × )

- 3 0. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）は、道路運送車両法に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

**道路運送車両法第 5 8 条** 回答 ( ○ )

